

防災訓練実施結果報告書

NFK-GA-18003

平成30年4月25日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 東京都 2番4号

氏名 原子燃

代表取締役

(担当者

所属 熊取事業所 業務管理部 総務グループ

電話)

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	原子燃料工業株式会社 熊取事業所 大阪府泉南郡熊取町朝代西一丁目 950 番地	
防災訓練実施年月日	平成30年1月30日	第1回(平成29年10月23日~10月30日) 第2回(平成30年1月18日~1月29日)
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	震度6弱の大地震に伴う核燃料物質の漏えいにより、原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態に至る原子力災害を想定。	別紙2のとおり。
防災訓練の項目	総合訓練	個別訓練
防災訓練の内容	(1) 避難誘導訓練 (2) 緊急対策本部活動訓練 (3) 通報訓練 (4) モニタリング訓練 (5) 応急措置(収束措置)訓練 (6) 救護訓練 (7) プレス対応訓練	(1) 通報訓練 (2) 救護訓練 (3) モニタリング訓練 (4) 避難誘導訓練
防災訓練の結果の概要	別紙1のとおり。	別紙2のとおり。
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙1のとおり。	別紙2のとおり。

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

防災訓練の結果の概要

1. 防災訓練の目的

本訓練は、原子燃料工業株式会社熊取事業所の原子力事業者防災業務計画第2章第7節に基づき、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにすることを目的として実施した。

2. 実施日時及び対象施設

(1) 実施日時

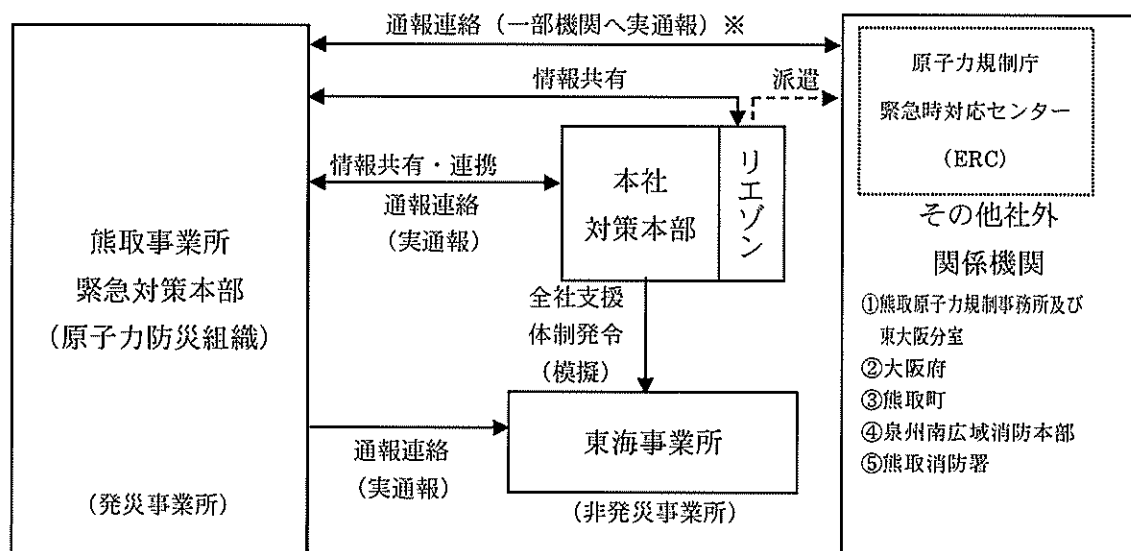
平成30年1月30日（火） 13時15分～16時20分

(2) 対象施設

原子燃料工業株式会社 熊取事業所

3. 実施体制、評価体制及び参加人数

(1) 実施体制



※ERCとはTV会議システムにて接続

(2) 評価体制

緊急対策本部に3名、発災想定建屋及びその周辺に1名、原子力規制庁緊急時対応センター（以下、「ERC」という。）に2名、計6名（うち、5名は東海事業所からの選任）の評価者を配置し、第三者の観点で緊急時における対応状況进行评估した。その評価結果、並びに訓練終了後に実施した訓練参加者による反省会の意見を踏まえ、改善点の抽出を行った。

(3) 参加人数

173名 (①+②参加率82% 訓練対象要員総数212名・・・評価者除く)
参加人数内訳は以下のとおり。

- ① 事業所員：155名
(訓練参加者148名, 評価者兼コントローラー1名, コントローラー6名)
- ② 派遣社員：18名
- ③ 外部評価者：5名 (原子燃料工業(株)東海事業所から参加)

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

以下の前提条件, 起因事象及び想定事象を設定し, 原子力災害対策特別措置法 (以下, 「原災法」という。) 第15条通報事象に至る原子力災害を想定した。

(1) 前提条件

- ・ 平日昼間
- ・ 焼結炉を含めた生産設備及び給排気設備が稼働中
- ・ 天候, 風向, 風速等の気象状況は, 当日の気象観測データ (実測値) に基づく

(2) 起因事象

- ・ 大阪府及び事業所内震度6弱の大地震の発生

(3) 想定事象

- ・ 大阪府及び所内震度6弱の大地震が発生し, 大阪府北部沿岸に大津波警報が発表される。
- ・ 地震によりライフラインが停止 (停電, 断水) し, 非常用発電機が稼働する。
- ・ 地震後の設備点検中に負傷者が発生する。(屋外)
- ・ 地震による窒素ガス配管の破損により焼結炉の炉内爆燃が発生し, 排気口から放射性物質が飛散, 建屋外漏えいに至る。(地震により高性能エアフィルタにずれが生じる想定)
- ・ 排気ダストモニタ警報が発報し, 施設敷地緊急事態(SE02)及び全面緊急事態(GE02)の基準を超える放射線量を検知する。

5. 防災訓練の項目

総合訓練

6. 防災訓練の内容

以下の項目の個別訓練を組み合わせた総合訓練として実施した。なお, 訓練はシナリオ一部非提示型の形式にて実施し, コントローラーがシナリオ進行に必要な状況付与を行った。

(1) 避難誘導訓練

- (2) 緊急対策本部活動訓練
- (3) 通報訓練
- (4) モニタリング訓練
- (5) 応急措置（収束措置）訓練
- (6) 救護訓練
- (7) プレス対応訓練

7. 防災訓練の結果の概要

(1) 避難誘導訓練

- ・ 大地震発生後、在所者に対し、非常放送設備を用いた一斉避難指示を行い、指定避難場所への速やかな退避及び点呼を実施した。

(2) 緊急対策本部活動訓練

- ・ 避難・点呼実施後、本部長代行^(注)は速やかに防災組織要員を招集し、緊急対策本部を設置した。

(注) 本部長代行の力量向上を目的として、大地震発生時、「本部長は近郊へ外出中」とのキーパーソンレスの状況付与を行った。

本部長は、訓練の途中で事業所に戻り、本部指揮を執った。

- ・ 事象の進展に応じて、本部長及び防災各係が連携して、戦略の立案、決定、指示命令及び報告を実施した。
- ・ ERCと常時接続して行う初めての訓練となった。緊急対策本部に隣接した部屋をERC対応専用室とし、TV会議システムをERCと接続して、事象発生、進展予測及び事故収束活動等について適宜報告した。

(3) 通報訓練

- ・ 大地震発生及び大津波警報発表に伴い、警戒事態と判断し、関係機関へ連絡した。
- ・ その後、建屋外への放射性物質漏えいが生じ、原災法第15条に定める基準を超える放射性物質を検知したことから、全面緊急事態と判断し、関係機関へ特定事象発生通報を行った。
- ・ 全面緊急事態通報実施後は、事象の進展や環境モニタリング値の推移、応急措置の状況を関係機関へ報告した。

(4) モニタリング訓練

- ・ 放射性物質漏えい地点(当日の気象条件に基づく加工施設の排気口から風下方向の敷地内)及び敷地境界付近等において原子力防災資機材として配備する可搬式ダストサンプラ等を使用して放射線モニタリングを実施した。
- ・ モニタリングポスト、ダストモニタ、エリアモニタ及び気象観測データ等の値を用いて放射性物質の飛散範囲、作業員の被ばく量等を評価した。

(5) 応急措置（収束措置）訓練

- ・ 放射性物質漏えいを収束させるための応急措置計画を立案し、当該計画に沿って活動した。
- ・ 当日の気象条件に基づく放射性物質の拡散予想及びモニタリング結果から汚染範囲を同定し、除染作業を実施した。
- ・ 収束措置として、放射性物質漏えい防止のために加工施設の給気口及び排気口の閉止並びに非常扉の目張りを実施した。

(6) 救護訓練

- ・ 屋外で発生した歩行不能の負傷者（汚染なし）の救護活動を実施した。

(7) プレス対応訓練

- ・ 特定事象発生後にプレス対応メンバーを選出し、プレス会場（模擬）に派遣した。
- ・ プレス発表資料の作成、並びに事象の進展や事態収束に向けた活動内容等のプレス発表に当たって必要となる情報について緊急対策本部とプレス対応メンバーで適宜、情報共有を行った。
- ・ プレス発表時刻調整やプレス文案の確定に際し、リエゾンを通じて ERC 広報班（ERC 訓練コントローラーが兼任）と連動した。
- ・ 記者役（社員から選定）を前に、プレス発表資料に基づき、口頭発表及び質疑応答を実施した。

8. 防災訓練の評価

大地震発生を起因事象として、その後立て続けに重大な事故・トラブルが発生する複雑なシナリオであったが、大きな混乱なく活動が行われ、概ね計画どおり実施することができた。各訓練要素の評価及び一部改善が必要な事項を以下に記す。（文中下線部は、次項以降に掲げる要改善事項等との関連を示したものである。）

(1) 避難誘導訓練

- ・ 大地震発生後の避難指示が速やかに行われ、指定避難場所に避難集合することができた。
- ・ 指定避難場所で点呼をとる際に用いるネームプレートの使用方法の周知が不足していたため、点呼時に若干の混乱が生じた。使用方法を文書化し、周知徹底する必要があることを確認した。(10. No.1)

(2) 緊急対策本部活動訓練

<本部活動>

- ・ 昨年度の要改善事項「本部長の負担軽減」(9. No.1)の対策の一環として取り組んできた副本部長の本部長代行能力を検証するため、「大地震発生から約30分間は本部長不在」の状況付与を行い、副本部長が主体的かつ適切に対応できるかどうかを観察した。その結果、副本部長は速やかに一斉避難及び緊急対策本部設置を指示し、本部長が訓練に合流するまでの間、適切に本部の指揮を執ることができた。
- ・ 昨年度の要改善事項「本部長の負担軽減」(9. No.1)の対策として、本部長と並びうる力量をもつ副本部長を複数人養成するべく、諸訓練を通じて取り組んできた結果、全体として昨年度より本部長の負担を軽減させることができた。しかし、ERC 対応や災害対策支援拠点对応など新たな活動に副本部長を割り当てたことにより、サポートが手薄となる時間帯もあった。本部長と並びうる力量をもつ者を養成するだけでなく、本部の意思決定権限のあり方についても見直しが必要であることを確認した。(10. No.2)
- ・ 次々に事象が発生する複雑なシナリオであったが、本部において適切に情報収集、判断、指示及び情報共有が行われ、円滑に活動を進めることができた。

<ERC 対応活動>

- ・ ERC に対し TV 会議システムと書画装置を用いて、概ね速やかに報告することができたが、最重要情報である特定事象発生 of 報告に12分もの時間を要した。本部と ERC 対応者間の情報伝達の仕組みを見直す必要があることを確認した。(10. No.3)
- ・ 報告の際に、施設名や場所名等を社内通称名で伝えてしまい、正確に伝えられない場面があった。本訓練で得られた経験をもとに ERC 対応ルールを整備し、教育・訓練を通じて正式名称の使用を徹底していく必要があることを確認した。(10. No.4)

(3) 通報訓練

- ・ 通報連絡の時間については、FAX 全6報及び FAX 着信確認を適切なタイミングで実施することができ、昨年度の要改善事項「関係機関への FAX での通報連絡の時間短縮」(9. No.3)の対策の効果が確認できた。
- ・ FAX 全6報のうち、特定事象発生通報後の第5報については、第25条報告様式を用いて応急措置の概要報告をすべきところ、第10条通報様式を用いて経過報告をしてしまった。また、様式の誤用について、本部関係者一同、気付くことができなかった。

様式の誤用防止のための取組を検討するとともに、FAX の最終チェック体制の見直しをする必要があることを確認した。(10. No.5)

(4) モニタリング訓練

- ・ 定期的にモニタリング状況を確認し、速やかに本部に報告することができた。
- ・ 適切な防護具を着用し、汚染区域及び敷地周辺の測定を実施することができたが、ダストサンプリングを行う測定者の一部の者が誤った方法により測定していたことが判明したため、測定方法の標準化と教育が必要であることを確認した。(10. No.6)
- ・ 本訓練で初となる ERC との常時接続訓練を通じて、ダストモニタやモニタリングポスト指示値のトレンドを外部関係機関に提供する仕組みがないことに気付くとともに、トレンドを社外関係機関と共有することの重要性を認識した。トレンド図表の作成方法と役割分担を決定し、諸訓練を通じて練度を高めていく必要があることを確認した。(10. No.7)

(5) 応急措置（収束措置）訓練

- ・ 放射性物質漏えいを収束させるための応急措置計画策定に際し、予め準備した事故収束戦略シートを用いて作成し、共有したところ、手段と手順が明確となり、円滑に活動することができた。
- ・ 当日の気象条件に基づく放射性物質の拡散予想及びモニタリング結果から汚染範囲を同定し、除染作業を実施することができた。
- ・ 本部が放射性物質濃度上昇に伴う適切な防護具の着用が必要であることを速やかに判断し、指示することができた。
- ・ 応急措置に用いる資機材については、昨年度の要改善事項「一部資機材が使用不可となった場合の対策」(9. No.2) の対策として、諸訓練を通じて配置場所及び保管物品の周知が図られていたため、円滑に取り出し及び装着することができた。

(6) 救護訓練

- ・ 負傷者発生の実事は、直ちに本部に報告され、本部は担当係に適切な救護指示を出すことができた。
「広域災害発生中につき救急車の出動不可」との状況付与に対しても、本部長が自社で病院搬送することを即断し、その後の措置を適切に進めることができた。

(7) プレス対応訓練

- ・ プレス文雛形を準備したため、円滑に作成することができた。
- ・ リエゾンを通じて ERC 広報班（ERC 訓練コントローラーが兼任）との発表時刻

調整やプレス文案の確認依頼を円滑に実施することができた。

- ・ 模擬記者会見の会場設営、準備及び進行については練度が向上していることを確認することができた。スポークスパーソンの質疑対応については、今後も引き続き訓練において模擬記者会見の機会を設けることにより、練度向上を図っていく必要がある。

9. 前回訓練時の要改善事項の対応及び今回訓練内での検証

前回訓練時に抽出した改善すべき事項に対する対応状況と今回訓練内での検証について以下に記す。

No.	前回訓練時に抽出した 要改善事項	改善対策の確認結果
1	<p>【緊急対策本部活動訓練】 本部長の負担軽減が必要である。</p>	<p>原因 複合災害時には本部への要求事項が増大し、本部長に負荷が集中する。</p> <p>対策 本部長と並びうる力量をもつ副本部長を複数人養成することが本件の対策として最も効率的かつ効果的であるとの考えに基づき、諸訓練を通じて本部長―副本部長間の連携強化及び本部長代行能力向上を図った。また、11月に実施した消防訓練においては、抜き打ちで本部長不在の状況付与を行い、副本部長の本部長代行能力の向上と副本部長間の連携強化を図った。</p> <p>本訓練においても、抜き打ちで本部長一時不在の状況付与を行い、成果を確認することとした。</p> <p>結果 本部長一時不在の状況にあっても、副本部長は速やかに一斉避難及び緊急対策本部設置を指示し、本部長到着までの間、適切に本部指揮を代行した。</p> <p>また、本部長合流後は、副本部長1名と核燃料取扱主任者（代行）が本部長の側で支援に就いたため、前回に比べ格段に本部長の負担が軽減された。</p> <p>しかし、ERC 対応や災害対策支援拠点对応などの新たな活動に副本部長を割り当てた影響により、サポートが手薄となる時間帯もあった。</p> <p>本部長と並びうる力量をもつ者を養成するだけでなく、本部の意思決定権限のあり方についても見直しが必要であることを確認した。（10. No,2）</p>

No.	前回訓練時に抽出した 要改善事項	改善対策の確認結果	
2	<p>【応急措置訓練】</p> <p>一部資機材が使用不能となった場合でも、対策活動に支障を来さないようにする。</p>	<p>原因</p> <p>対策</p> <p>結果</p>	<p>一部資機材が発災により使用不能となる想定に対し、各保管庫の保管内容の認知度が不十分であったため、必要な資機材の保管場所の特定に手間取った。また、一部使用不能となるリスクの検討が十分でなかった。</p> <p>応急措置担当係のマニュアルに資機材の配置場所及び保管物品を明記し、諸訓練を通じて理解を促進させた。</p> <p>また、一部資機材が使用不能となるリスクを勘案し、資機材の数量を見直した。(汚染防護服、呼吸用ボンベマスク、ポケット線量計)</p> <p>応急措置に際し、適切な保管場所を判断し、資機材の取り出し及び装着をすることができた。</p>
3	<p>【通報訓練】</p> <p>関係機関への FAX での通報連絡の時間短縮が必要である。</p>	<p>原因</p> <p>対策</p> <p>結果</p>	<p>FAX 通報に必要な情報の緊急対策本部への報告遅延があり、その確認・情報収集に手間取った。</p> <p>諸訓練を通じて、報告を担う係の練度向上を図った。また、緊急対策本部への報告内容を正確に把握し、その情報を迅速かつ適切に活用できるようにするため、本部報告ルール(発話方法、時系列情報用メモの提出等)を周知徹底した。</p> <p>本訓練では、FAX 通報に必要な情報の緊急対策本部への報告遅延はなく、全 6 報の FAX 送信を適時行うことができた。</p>

10. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

訓練後、抽出された改善すべき事項とその原因及び改善策を以下に記す。要改善事項については確実に改善していくことにより、緊急時対応能力の更なる向上を図る。

No.	今回の訓練において抽出した問題点	問題点の分析と改善活動内容	
1	<p>【避難誘導訓練】</p> <p>指定避難場所で点呼をとる際に用いるネームプレートの使い方をめぐって若干の混乱が生じた。</p>	<p>原因</p> <p>課題</p> <p>対策</p>	<p>点呼用ネームプレートの使用方法が不明瞭で、かつ浸透していなかった。</p> <p>使用方法を明瞭化し、浸透させる必要がある。</p> <p>使用方法を文書化し、周知徹底するとともに、教育・訓練の機会を通じて浸透を図る。</p>
2	<p>【緊急対策本部活動訓練】</p> <p><本部活動></p> <p>本部長のサポートが手薄となる時間帯があった。</p>	<p>原因</p> <p>課題</p> <p>対策</p>	<p>本訓練から新たに対応すべき業務（ERC 対応及び災害対策支援拠点対応）が増えたことについて検討が及ばず、役割分担が不十分であったことから本部長のサポートが手薄となる時間帯があった。</p> <p>業務が増大する状況下にあっても、本部長に過度に頼らずにスムーズに意思決定できるサポート体制を構築する必要がある。</p> <p>本部の意思決定権限のあり方と本部長の職務範囲及びサポート体制を定義づけ、これらの対策を文書化し、周知徹底するとともに、諸訓練を通じて練度を高める。</p>
3	<p>【緊急対策本部活動訓練】</p> <p><ERC 対応活動></p> <p>本部が特定事象該当の判断をしてから、ERC 対応者が ERC に報告するまでに 12 分もの時間を要した。</p>	<p>原因</p> <p>課題</p> <p>対策</p>	<p>本部の特定事象該当判断の事実が本部のホワイトボードに記載される時系列情報に直ちに記載されず、情報共有が遅れた。また、本部に待機して情報をキャッチし、ERC 対応者へ伝達する担当者が、特定事象該当判断の情報を重要情報であると判断できなかった。</p> <p>本部から ERC 対応者への情報伝達速度を向上させるとともに、ERC 対応者が伝達情報ばかりに頼らずに情報入手できる仕組みを検討する必要がある。</p> <p>また、情報の重要度を判断できるようにするための教育が必要である。</p> <p>本部－ERC 対応者間の情報伝達の仕組み及び体制を見直し、伝達速度を高める。</p> <p>また、ERC 対応者が能動的に情報を入手でき</p>

No.	今回の訓練において抽出した問題点	問題点の分析と改善活動内容
		<p>るツールの導入を検討する。</p> <p>これらの対策を文書化し、周知徹底するとともに、諸訓練を通じて練度を向上させる。</p> <p>さらに、情報の重要度を判断できるようにするため、原災法関係法令の要点や原子力事業者防災業務計画の内容について継続して教育を実施する。</p>
4	<p>【緊急対策本部活動訓練】</p> <p><ERC 対応活動></p> <p>ERC への報告時に、施設名や場所名等を社内通称名で伝えてしまう場面があった。</p>	<p>原因 自社が ERC に報告した情報は、官邸を通じて公衆に周知される可能性があるとの認識が欠けており、社内通称名を使用した。</p> <p>課題 正式名称の使用を意識づける必要がある。</p> <p>対策 新たに文書化を予定している ERC 対応要領の中に、対外的な報告・連絡時には正式名称を用いることを明記し、教育・訓練を通じて意識づけしていく。</p> <p>また、将来的には、正式名称をベースとした略称を ERC と共有することも検討する。</p>
5	<p>【通報訓練】</p> <p>第 25 条報告様式を用いて応急措置の概要報告をすべきところ、第 10 条通報様式を用いて経過報告をしてしまった。また、様式の誤用について、本部関係者一同気付くことができなかった。</p>	<p>原因 FAX 作成者の様式に関する理解不足により、勘違いして誤った様式を用いてしまった。</p> <p>また、FAX 文案をチェックする者も、当然に適切な様式が用いられているものとの前提で内容をチェックしていたため、様式自体の誤りを指摘することができなかった。</p> <p>課題 様式の種類と用途を正しく理解させる必要がある。</p> <p>対策 担当係に対し、様式に関する教育を行い、訓練の場で理解度を確認する。</p> <p>また、FAX 文案のチェック者に対して、様式の適否についてもチェックするよう周知する。</p>

No.	今回の訓練において抽出した問題点	問題点の分析と改善活動内容
6	<p>【モニタリング訓練】</p> <p>ダストサンプリングを行う測定者の一部の者が誤った方法により測定していた。</p>	<p>原因 放射線測定を担当する係には、日常的に放射線管理業務に従事している者とそうでない者が所属しており、後者に対して測定方法の理解を促し、徹底させることができていなかった。</p> <p>また、測定方法が文書化されていないため、測定者が自発的に学習する環境もなかった。</p> <p>課題 測定方法の文書化と教育が必要である。</p> <p>対策 測定方法を文書化し、放射線測定に従事する者に教育するとともに、諸訓練を通じて理解と練度を高める。</p>
7	<p>【モニタリング訓練】</p> <p>環境モニタリング上の重要情報であるダストモニタやモニタリングポスト指示値のトレンドを社外関係機関に対して提供する仕組みがない。</p>	<p>原因 本訓練で初となる ERC との常時接続訓練を通じて、トレンド図表を外部関係機関に提供する仕組みがないことに気付くとともに、トレンド図表を社外関係機関と共有することの重要性を認識した。</p> <p>なお、現在、ダストモニタについては、トレンド図表が自動作成されるシステムは有していない。</p> <p>課題 トレンド図表を作成する担当係と作成要領を明確にし、運用する。</p> <p>対策 トレンド図表を作成する担当係を決定し、当該係のマニュアルに要領を規定するとともに、諸訓練を通じて練度を高める。</p> <p>なお、将来的には放射線監視設備に自動でトレンド図表を表示させる機能を持たせ、本部で容易に表示できるシステムを備えることも検討する。</p>

以上

防災訓練の結果の概要（個別訓練）

1. 防災訓練の目的

本訓練は、原子燃料工業株式会社熊取事業所の原子力事業者防災業務計画第2章第7節に基づき、通報、救護、モニタリング及び避難誘導に係る個別訓練を防災訓練（総合訓練）に先立ち実施したものである。

個別訓練は、手順書の適応性や必要な要員・資機材等の検証を行い、対応能力の向上及び得られた知見から改善を図ることを目的としている。

2. 実施日時及び対象施設

(1) 実施日時

第1回 平成29年10月23日（月）～10月30日（月）

第2回 平成30年1月18日（木）～1月29日（月）

(2) 対象施設

原子燃料工業株式会社 熊取事業所

3. 実施体制、評価体制及び参加人数

(1) 実施体制

原子力防災組織のうち、情報1係、救護消火係、放管係及び警備誘導係の所属員

(2) 評価体制

前項対象係の係長が評価者となり、訓練参加者からの意見も踏まえ、今後の課題を抽出した。

(3) 参加人数

別表「個別訓練の概要」のとおり。

4. 原子力災害想定概要

別表「個別訓練の概要」のとおり。

5. 防災訓練の結果概要

別表「個別訓練の概要」のとおり。

6. 防災訓練の評価

各個別訓練に参加した要員は、定めた手順等に従った対応ができていることを確認した。詳細は、別表「個別訓練の概要」のとおり。

7. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

個別訓練により抽出された改善点はなかった。詳細は、別表「個別訓練の概要」のとおり。

以上

個別訓練の概要

別表

	訓練名・実施体制	参加人数	原子力災害想定概要	結果の概要	評価結果	今後の原子力災害対策に向けた改善点
第1回(平成29年10月23日～10月30日)	【通報訓練】 情報1係	6名	火災発生に伴い社外通報連絡が必要となることを想定	<ul style="list-style-type: none"> ・FAX様式及び送信手順を確認 ・ホワイトボード記入や時系列情報入力要領を確認 	良	特になし
	【救護訓練】 救護消火係	9名	自衛消防隊員が消火活動中に負傷し、歩行困難となり、公設消防と連携して救護活動にあたることを想定	<ul style="list-style-type: none"> ・救急搬送チャエアの使用方法を確認 ・負傷者の救出ルートを確認 	良	特になし
	【モニタリング訓練】 放管係	13名	管理区域内消火活動に伴う放射線管理上の公設消防との情報共有・連携及び救急車の養生の実施を想定	<ul style="list-style-type: none"> ・想定に基づく必要資機材を確認 ・負傷者などの身体及び消防服などの物品に対する汚染検査方法を確認 	良	特になし
	【避難誘導訓練】 警備誘導係	16名	火災発生に伴う所内警備強化及び緊急車両の誘導を想定	<ul style="list-style-type: none"> ・警備誘導上の注意点を確認 ・門扉手動開放方法を確認 ・無線機の使用要領を確認 	良	特になし
第2回(平成30年1月18日～1月29日)	【通報訓練】 情報1係	16名	警戒事態及び特定事象が発生することを想定	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災業務計画改定に伴う通報連絡様式の変更内容を確認 ・ERC対応者への情報提供要領を確認 	良	特になし
	【救護訓練】 救護消火係	9名	歩行困難な負傷者が周辺監視区域内で発生し、救護及び担架による搬送が必要となることを想定	<ul style="list-style-type: none"> ・担架及び救急箱の設置場所を確認 ・骨折時の応急処理方法(三角巾, 添え木)を確認 ・担架の使用方法(布製, ビニール製)を確認 	良	特になし
	【モニタリング訓練】 放管係	13名	建屋外への核燃料物質漏えいに伴い、屋外作業者の被ばく線量管理及び屋外での放射性物質のサンプリングが必要となることを想定	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質漏えい時のモニタリング方法及び使用資機材を確認 ・緊急時の被ばく管理方法を確認 ・可搬式ダストサンプラによる屋外での放射性物質のサンプリング方法を確認 ・地表及び身体汚染測定方法を確認 	良	特になし
	【避難誘導訓練】 警備誘導係	16名	商用電源喪失により、門扉の手動開放が必要となる状態を想定	<ul style="list-style-type: none"> ・警備誘導上の注意点を確認 ・門扉手動開放方法を確認 ・無線機の使用要領を確認 	良	特になし